



健康増進法の改正により、2020年4月1日から **原則屋内禁煙** となります。

屋内禁煙とするお店は、望まない受動喫煙防止のため、取組・継続をお願いします。

なお、お店の中に喫煙場所を設ける場合は、設置基準^{*1}を満たした ①「喫煙専用室」 ②「加熱式たばこ専用喫煙室」の設置が必要です。

《設置基準》^{*1}

- ・喫煙室の出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上
- ・たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている
- ・たばこの煙が屋外又は外部に排気されている

また、経営規模の小さい飲食店^{*2}（既存特定飲食提供施設）においては、店内全部又は一部を喫煙しながら飲食できる ③「喫煙可能室」の設置も可能です。【経過措置】

「喫煙可能室」を、店内の一部に設置する場合は、設置基準^{*1}を満たすことが必要です。

店内全部を喫煙可能とする場合は、たばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等の区画が必要です。

「喫煙可能室」を設置する場合は、管轄する保健所への届出が必要となります。その際は、客席部分^{*3}の床面積に係る資料（店舗図面等）と資本金の額または出資の総額に係る資料（登記、貸借対照表、企業パンフレット等）について、お店で保存をお願いします。

《経営規模の小さい飲食店》^{*2}

- ・2020年4月1日時点で営業している店舗
- ・資本金または出資の総額5,000万円以下
- ・客席面積が100㎡以下

《客席部分》^{*3}

客に飲食をさせるために客に利用させる場所（店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指す）

※ 喫煙できる部屋を設置した場合は…

➡ (①「喫煙専用室」 ②「加熱式たばこ専用喫煙室」 ③「喫煙可能室」)

- ・喫煙室の標識の掲示が必要
- ・喫煙エリアには、20歳未満（客、従業員とも）は立入禁止 となります。

(参考) 喫煙室について

類型	設置の基準		標識の掲示 (例)	
	※いずれの喫煙室も 20 歳未満は立入禁止		[お店の入口]	[喫煙室の入口]
① 喫煙専用室	店内の <u>一部</u> に設置可能	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙のみ可 (加熱式たばこを含む) ・飲食不可 	 <p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p>	 <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p>
② 加熱式たばこ専用喫煙室	店内の <u>一部</u> に設置可能	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこのみ喫煙可 ・飲食可 	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p>
③ 喫煙可能室	店内の <u>全部</u> 又は <u>一部</u> に設置可能	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙可 ・飲食可 <p>(店内の<u>全部</u>に設置)</p>  <p>喫煙可能店 Smoking area</p>	(店内の <u>一部</u> に設置)	 <p>喫煙可能室 Smoking room</p>

「なくそう！望まない受動喫煙」(厚生労働省特設サイト)もご確認ください。(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>)

「喫煙可能室設置施設 届出書」の提出、たばこ対策(受動喫煙防止対策)に関するご相談は管轄の健康福祉センター(保健所)へ

お問い合わせ先	住 所	電 話
岩国健康福祉センター	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	☎0827-29-1523
柳井健康福祉センター	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3	☎0820-22-3631
周南健康福祉センター	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	☎0834-33-6425
山口健康福祉センター	〒753-8588 山口市吉敷下東 3-1-1	☎083-934-2531
山口健康福祉センター防府支所	〒747-0801 防府市駅南町 13-40	☎0835-22-3740
宇部健康福祉センター	〒755-0033 宇部市琴芝町 1-1-50	☎0836-31-3202
長門健康福祉センター	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	☎0837-22-2811
萩健康福祉センター	〒758-0041 萩市江向 531-1	☎0838-25-2669
下関市保健部健康推進課	〒750-0006 下関市南部町 1-6	☎083-231-1408



【お問い合わせ先：山口県健康福祉部健康増進課 電話 083-933-2950】